
**豊肥地区
道路啓開実施計画
【巻末資料】**

令和8年3月

大分県

巻末資料

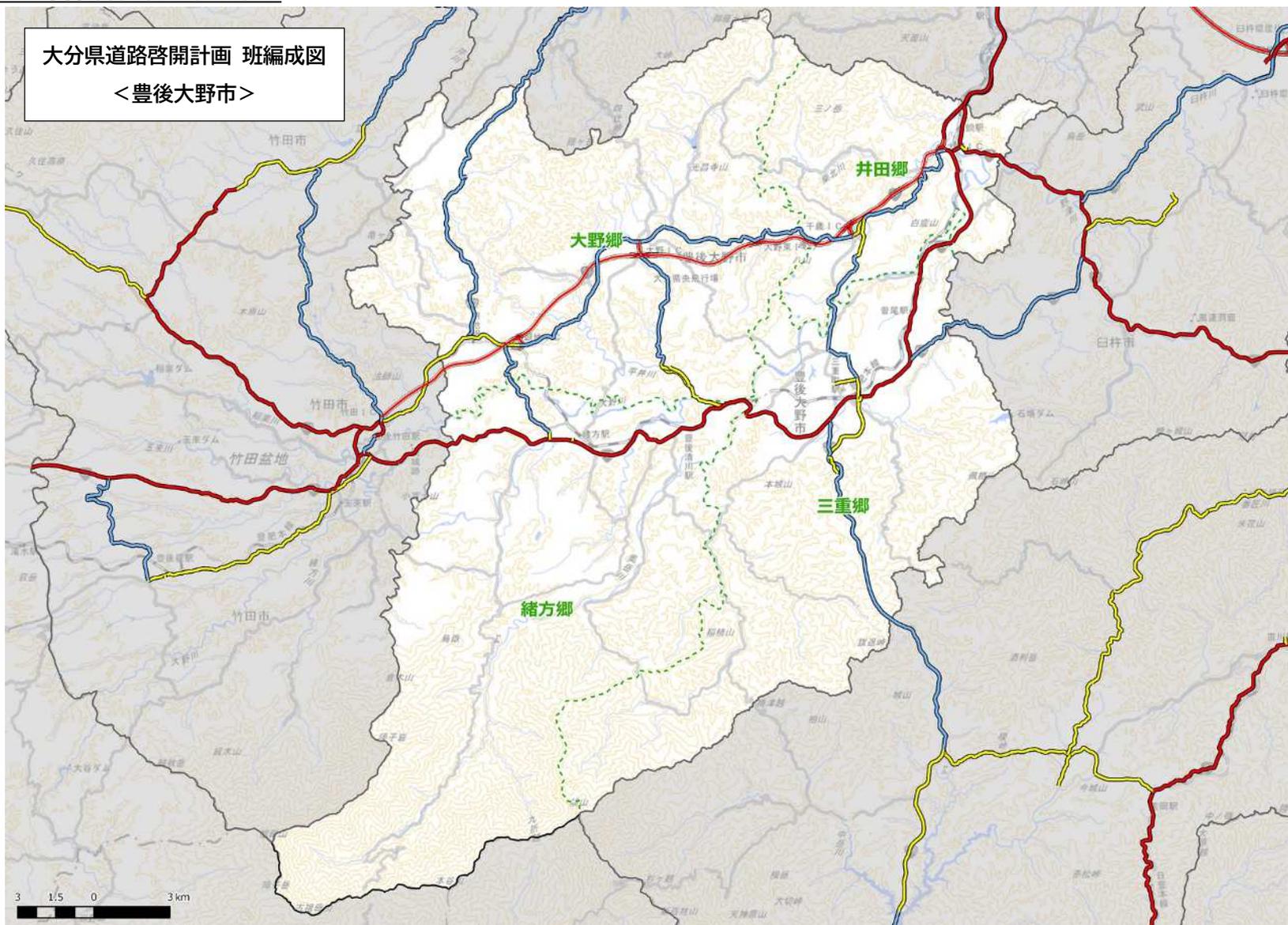
資料1	連絡体制を構築する関係機関.....	1
資料2	啓開作業地区割り.....	2
資料3	啓開業者一覧.....	4
資料4	関連法規一覧.....	5
資料5	啓開ルート of 啓開体制.....	9

資料1 連絡体制を構築する関係機関

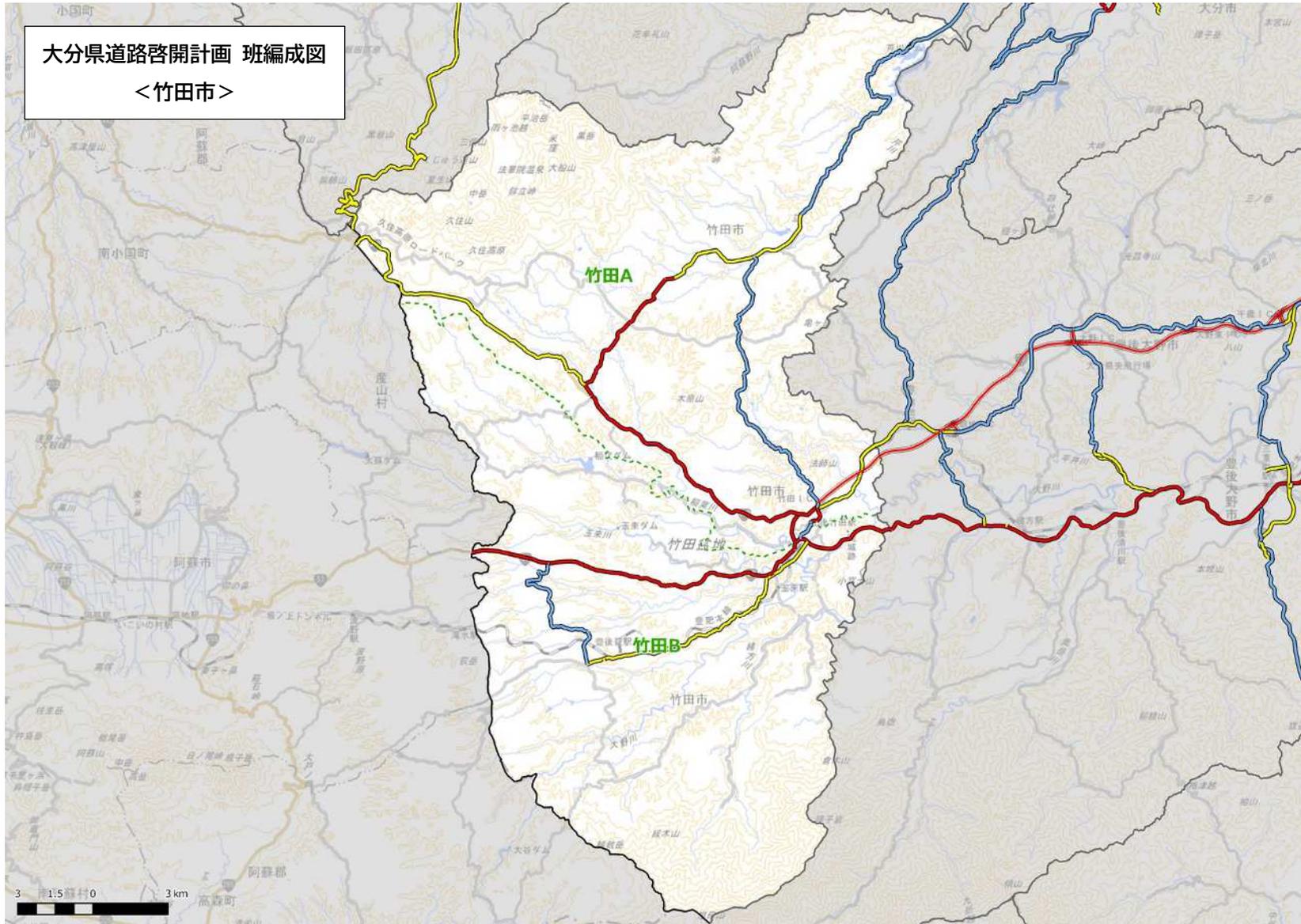
カテゴリー	関係機関		住所
	機関・施設名	活動時の部署	
大分県	大分県災害対策本部 社会基盤対策部	建設政策課	大分市大手町3-1-1（建設政策課）※発災当初
			大分市大手町3-1-1（新館14F）※発災2日目以降
国土交通省	国土交通省 大分河川国道事務所	防災情報センター	大分市西六道1-1-71
NEXCO	西日本高速道路（株） 大分高速道路事務所	総括課	大分市金谷迫字塚田1438
警察機関	大分県警察本部	警備第二課 交通規制課	大分市大手町3-1-1
警察機関	大分県警察本部 高速道路交通警察隊	—	大分市大字金谷迫1438番地
電気事業者	九州電力（株）大分支社	非常災害対策本部	大分市金池2-3-4
電気通信事業者	NTT西日本（株）大分支店	企画総務部 総務担当	大分市長浜町3-15-7
電気通信事業者	NTT西日本（株）大分支店 長浜ビル（災害対策本部）	災害対策担当	大分市長浜町3-15-7
電気通信事業者	NTT西日本（株）大分支店 大道ビル（代替災害対策本部）	災害対策担当	大分市西六道3-1-18
石油商業組合	大分県石油商業組合	—	大分市都町3-6-26 大分県石油会館
大分県	豊後大野土木事務所	企画調査課	豊後大野市三重町市場1123
大分県	竹田土木事務所	総務課 建設・保全課	竹田市大字竹田字山手1501-2
市町村	竹田市役所	—	竹田市大字会々1650
市町村	豊後大野市役所	総務課	豊後大野市三重町市場1200
市町村	豊後大野市役所	建設課	豊後大野市三重町市場1200
警察機関	豊後大野警察署	警備課 交通課	豊後大野市三重町内田1196
警察機関	竹田警察署	警備課 交通課	竹田市大字拝田原221
消防機関	竹田市消防本部	—	竹田市大字会々2742-1
消防機関	豊後大野市消防本部	警防課	豊後大野市三重町内田2827-1
電気事業者	九州電力（株）三重営業所	—	豊後大野市三重町市場字沖ノ田437
建設業協会	（一社）大分県建設業協会 大野支部	—	豊後大野市三重町秋葉1351
建設業協会	（一社）大分県建設業協会 竹田支部	—	竹田市大字飛田川1618-6

資料2 啓開作業地区割り

大分県道路啓開計画 班編成図
＜豊後大野市＞



大分県道路啓開計画 班編成図
<竹田市>



資料3 啓開業者一覧

■豊後大野地区

地域2	ブロック割 (班)	商号
大野	井田郷	株式会社立本組
大野	井田郷	恵藤建設株式会社
大野	井田郷	有限会社宮成工務店
大野	大野郷	株式会社三宮組
大野	大野郷	後藤土建有限会社
大野	大野郷	株式会社友岡組
大野	大野郷	有限会社藤元工業
大野	大野郷	株式会社千大土木
大野	大野郷	株式会社東藤建設
大野	大野郷	有限会社藤浦
大野	緒方郷	足立建設株式会社
大野	緒方郷	(有)羽田野組
大野	緒方郷	清川産業株式会社
大野	緒方郷	有限会社三浦建設
大野	緒方郷	有限会社村田建設
大野	緒方郷	有限会社衛藤水道設備
大野	三重郷	株式会社川邊組
大野	三重郷	深田建設株式会社
大野	三重郷	(株)川野総合土木
大野	三重郷	株式会社三重綜合建設工業
大野	三重郷	株式会社山村電設工業

■竹田地区

地域2	ブロック割 (班)	商号
竹田	竹田A	(株)竹田重機建設工業
竹田	竹田A	株式会社田邊興業
竹田	竹田A	有限会社湯地建設
竹田	竹田A	株式会社明治建設
竹田	竹田A	株式会社友岡建設
竹田	竹田A	株式会社友繁建設
竹田	竹田A	株式会社雄城
竹田	竹田A	有限会社和田建設
竹田	竹田A	有限会社岡本建設
竹田	竹田A	広域建設有限会社
竹田	竹田A	株式会社大丸建設
竹田	竹田B	株式会社大広建設
竹田	竹田B	有限会社中央建設
竹田	竹田B	有限会社澤組
竹田	竹田B	有限会社岡城工業
竹田	竹田B	有限会社興陽建設
竹田	竹田B	(株)九建クラフト
竹田	竹田B	有限会社恵大
竹田	竹田B	株式会社高山組
竹田	竹田B	株式会社松井組
竹田	竹田B	有限会社上村工業
竹田	竹田B	有限会社川野組

資料4 関連法規一覧

法令	関連条	内容	関連項
道路法	第37条	道路の占用の禁止又は制限区域等	第3章 3.3
	第42条	道路の維持又は修繕	第3章 1.4 第3章 3.3
	第46条	通行の禁止又は制限	第3章 2.5
	第67条の2	長時間放置された車両の移動等	第3章 1.4
災害対策基本法	第76条	災害時における交通の規制等	第3章 1.4 第3章 2.7
	第76条の6	災害時における車両の移動等	第3章 1.4 第3章 2.5 第3章 3.3
遺失物法	第4条	拾得者の義務	第3章 3.3
	第13条	施設占有者の義務等	第3章 3.3
	第15条	施設占有者の留意事項	第3章 3.3
	第17条	特例施設占有者に係る提出の免除	第3章 3.3
	第22条	特例施設占有者による返還時の措置	第3章 3.3
	第23条	特例施設占有者による帳簿の記載等	第3章 3.3

道路法

第 37 条(道路の占用の禁止又は制限区域等)

道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

3 道路管理者は、前二項の規定に基づいて道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

第 42 条(道路の維持又は修繕)

道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

(略)

第 46 条(通行の禁止又は制限)

道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

第 67 条の 2 (長時間放置された車両の移動等)

道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かななければならない。

3 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」という。)に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管を継続する必要がなくなった場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

第 68 条(非常災害時における土地の一時使用等)

道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

災害対策基本法

第 76 条(災害時における交通の規制等)

都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限が行われたときは、当該通行禁止等を行った都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

(一部省略)

第 76 条の6(災害時における車両の移動等)

道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は当該措置をとるため、やむを得ない限度において当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

- 一 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
- 二 道路管理者が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
- 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(一部省略)

遺失物法

第 4 条(拾得者の義務)

拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件（埋蔵物を除く。第三節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第三十五条第三項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

第 13 条(施設占有者の義務等)

第 4 条第 2 項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

第 15 条(施設占有者の留意事項)

施設占有者は、第 4 条第 2 項の規定による交付を受けた物件については、遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、これを善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第 17 条(特例施設占有者に係る提出の免除)

施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当するもの（以下「特例施設占有者」という。）は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件を遺失者に返還することができない場合において、交付又は拾得の日から 2 週間以内に、国家公安委員会規則で定めるところにより当該物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、提出をしないことができる。この場合において、特例施設占有者は、善良な管理者の注意をもって当該物件を保管しなければならない。

第 22 条(特例施設占有者による返還時の措置)

特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該保管物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 特例施設占有者は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名等を告知することができる。

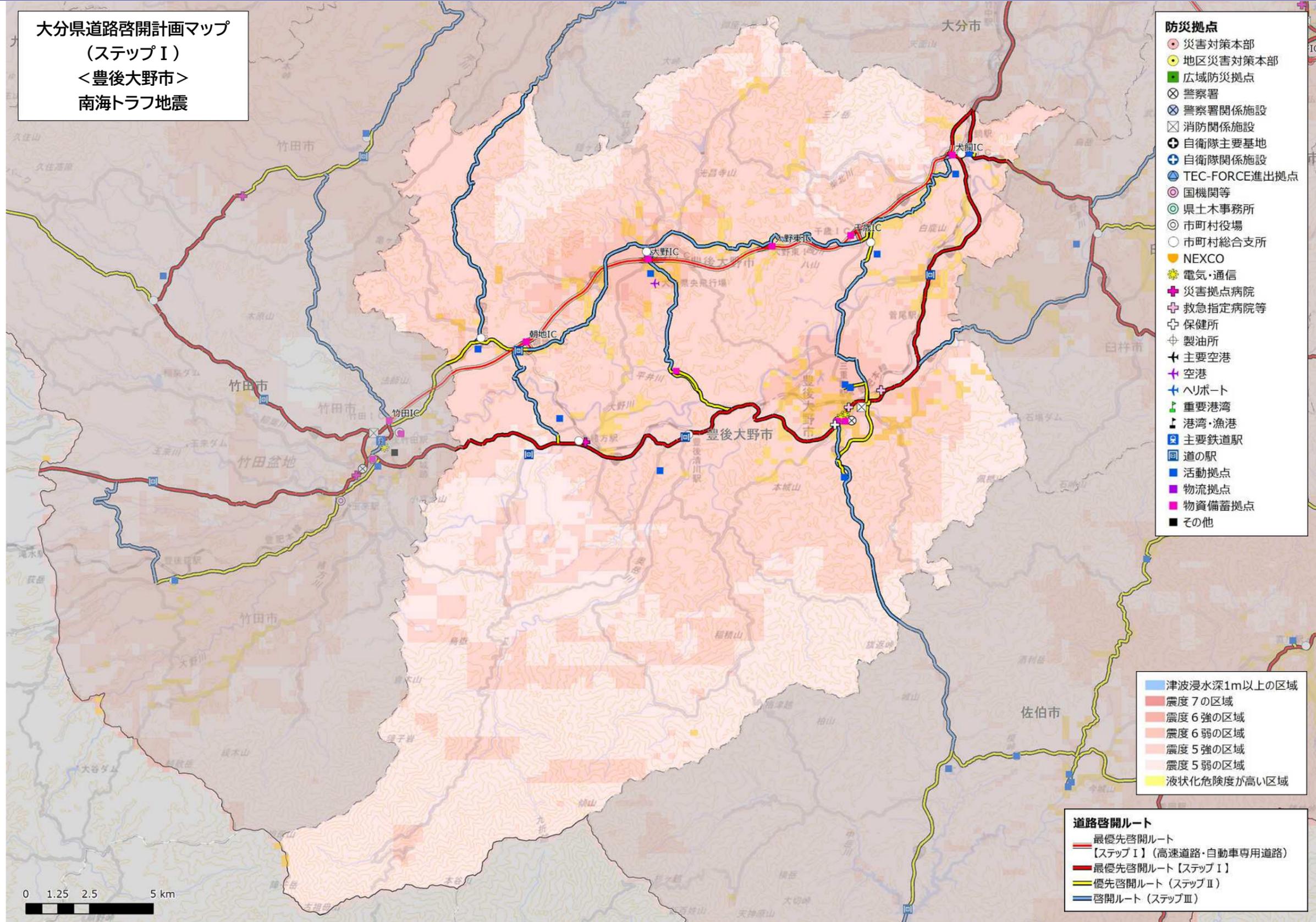
3 特例施設占有者は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる。

第 23 条(特例施設占有者による帳簿の記載等)

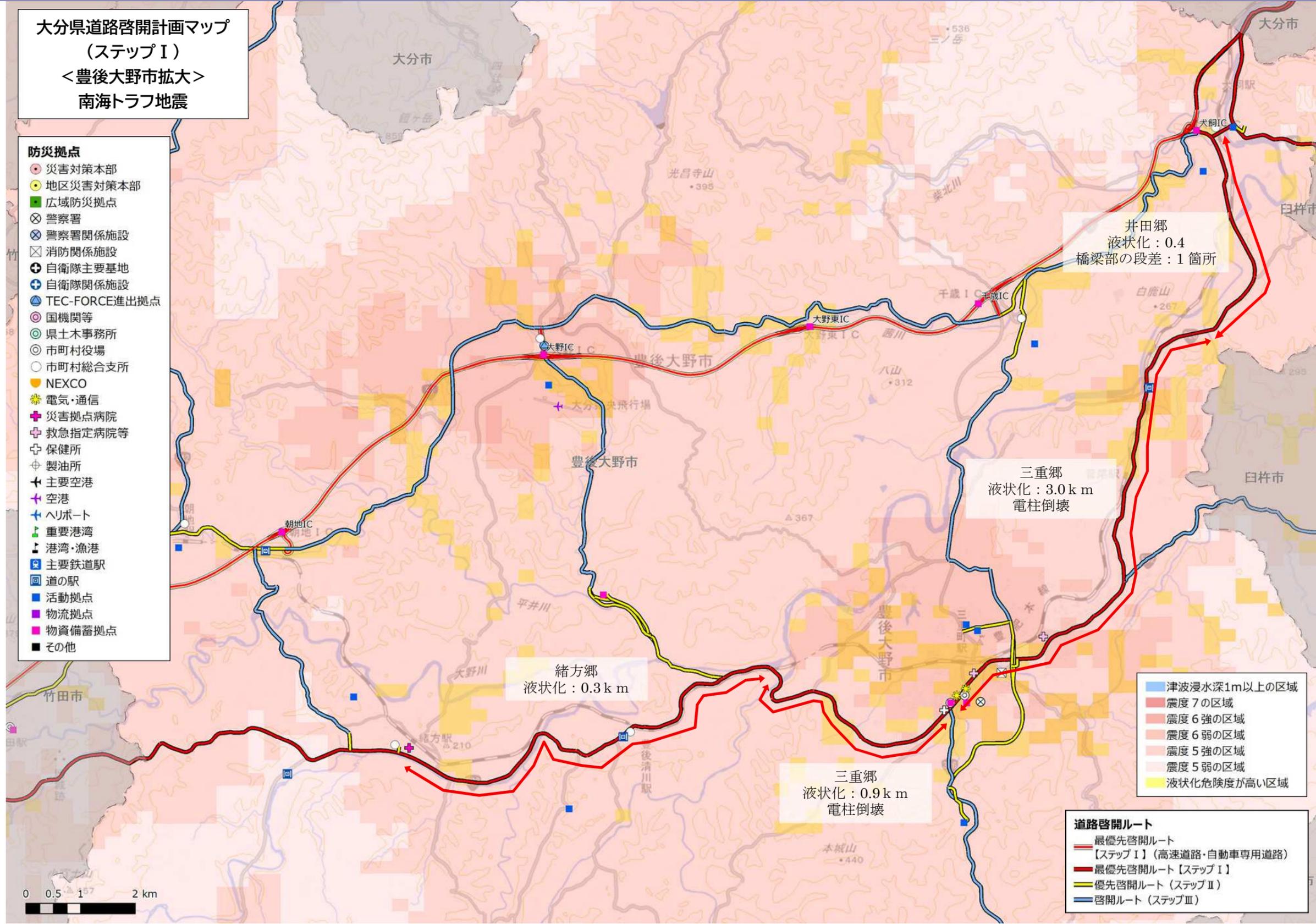
特例施設占有者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、保管物件に関し国家公安委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

資料5 啓開ルートの啓開体制

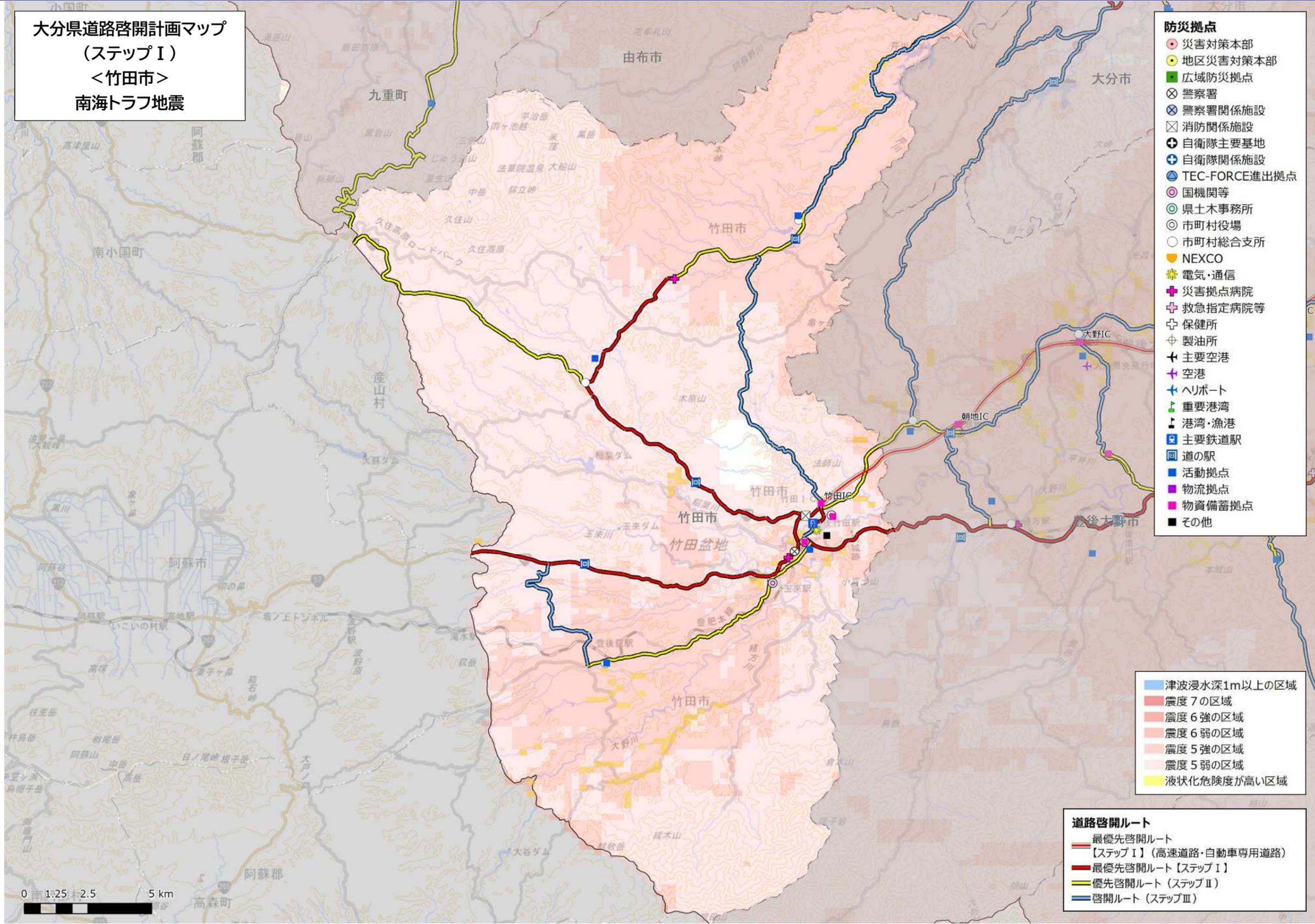
【南海トラフ地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(1/4)



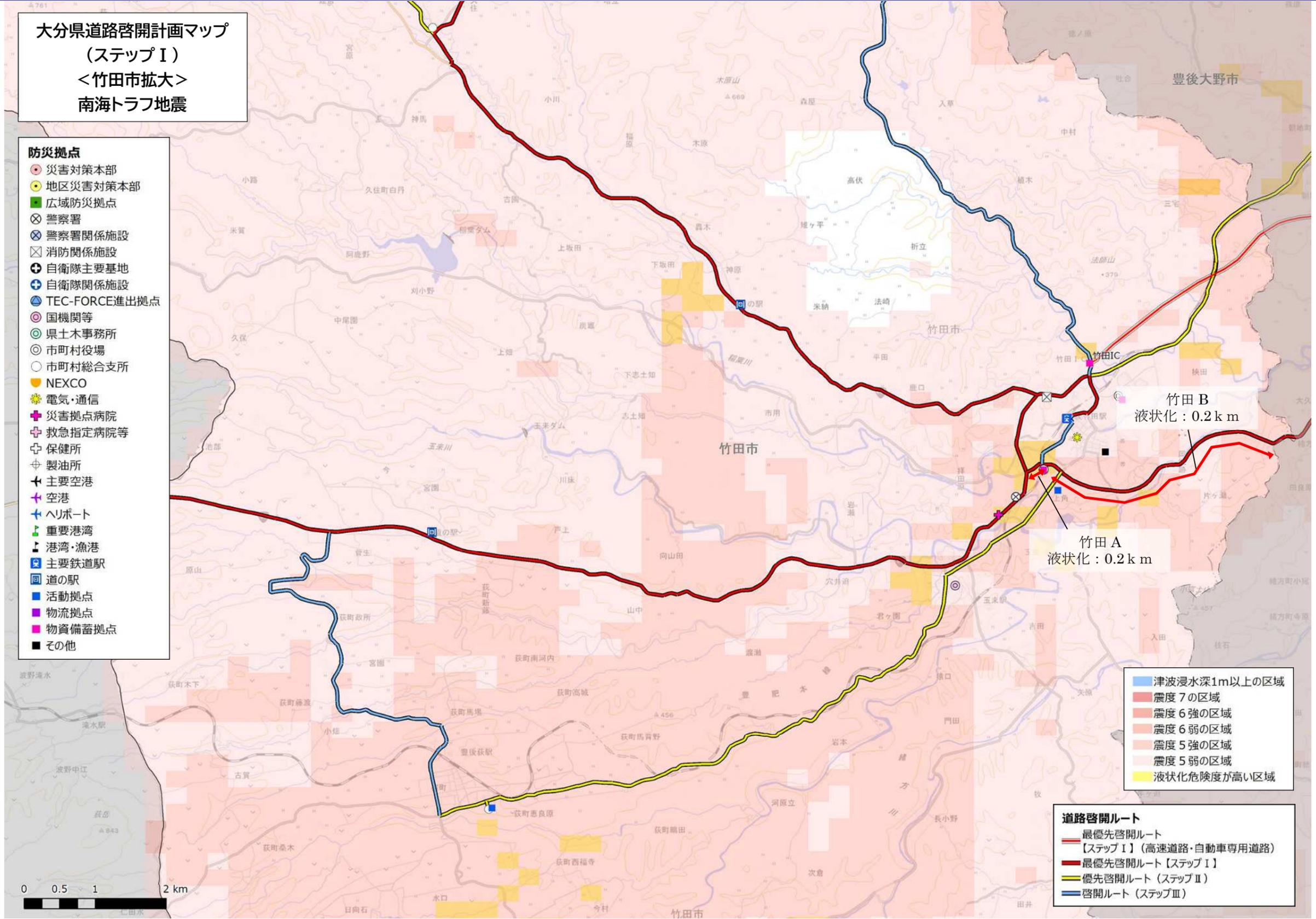
【南海トラフ地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(2/4)



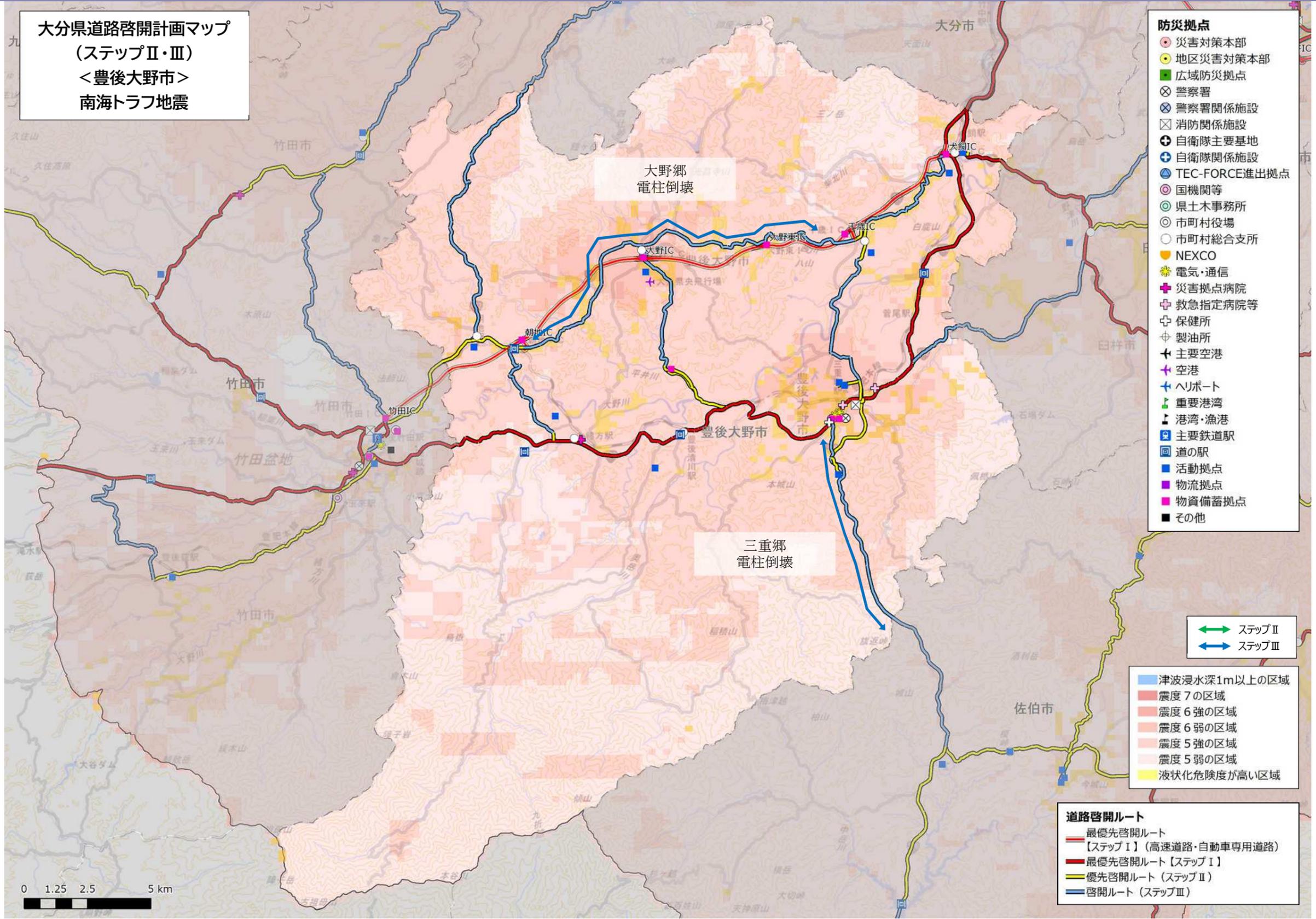
【南海トラフ地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(3/4)



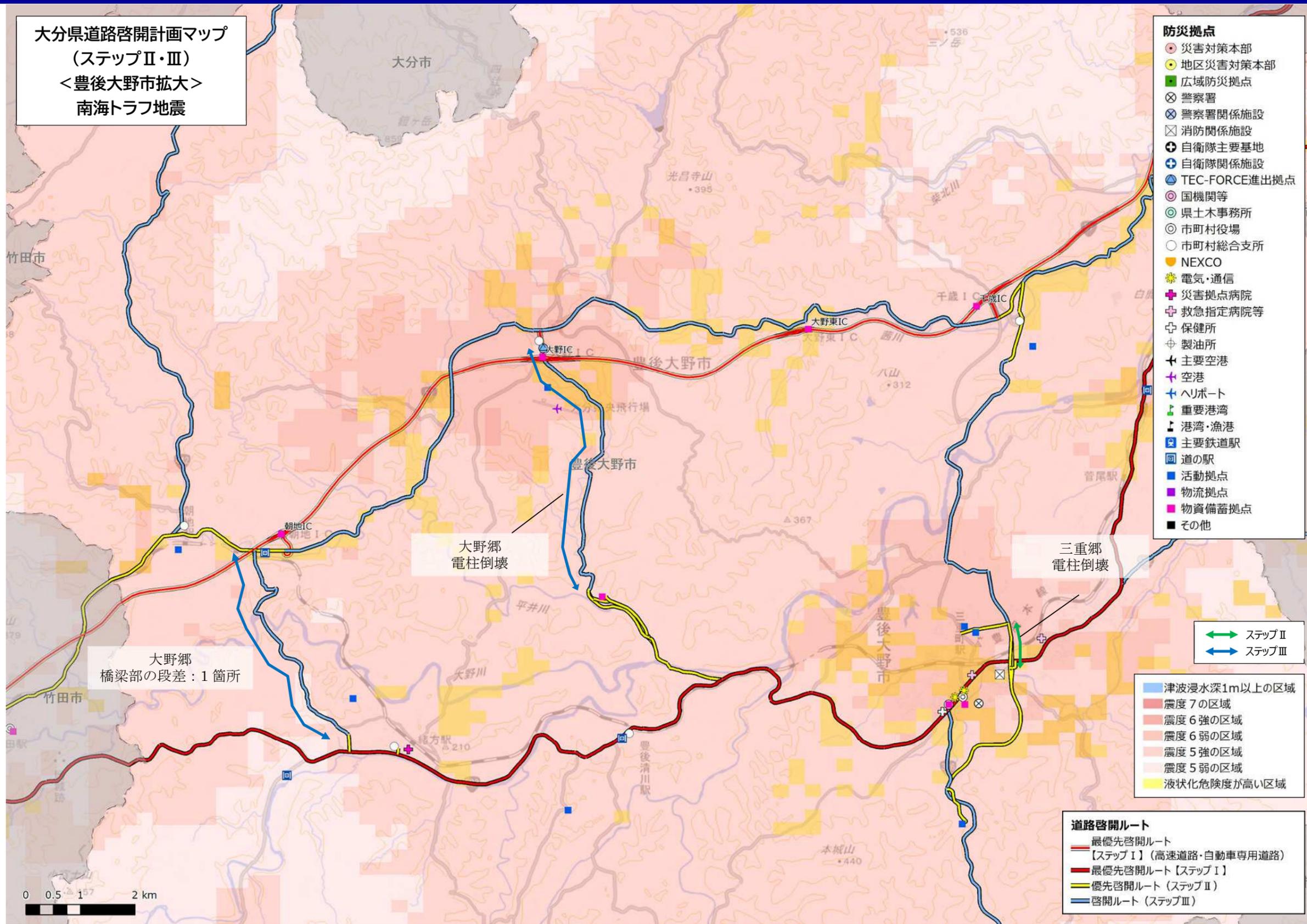
【南海トラフ地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(4/4)



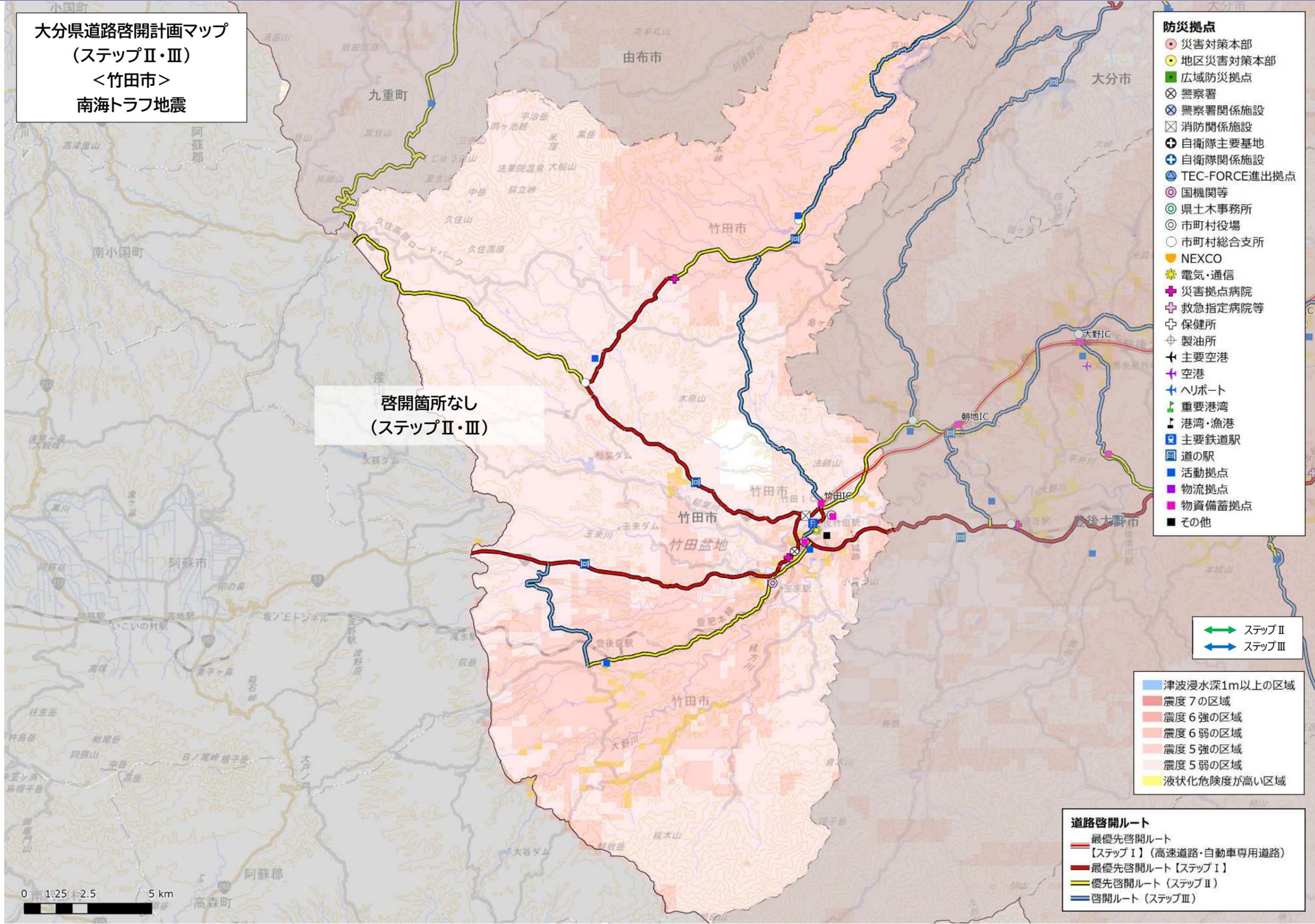
【南海トラフ地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(1/4)



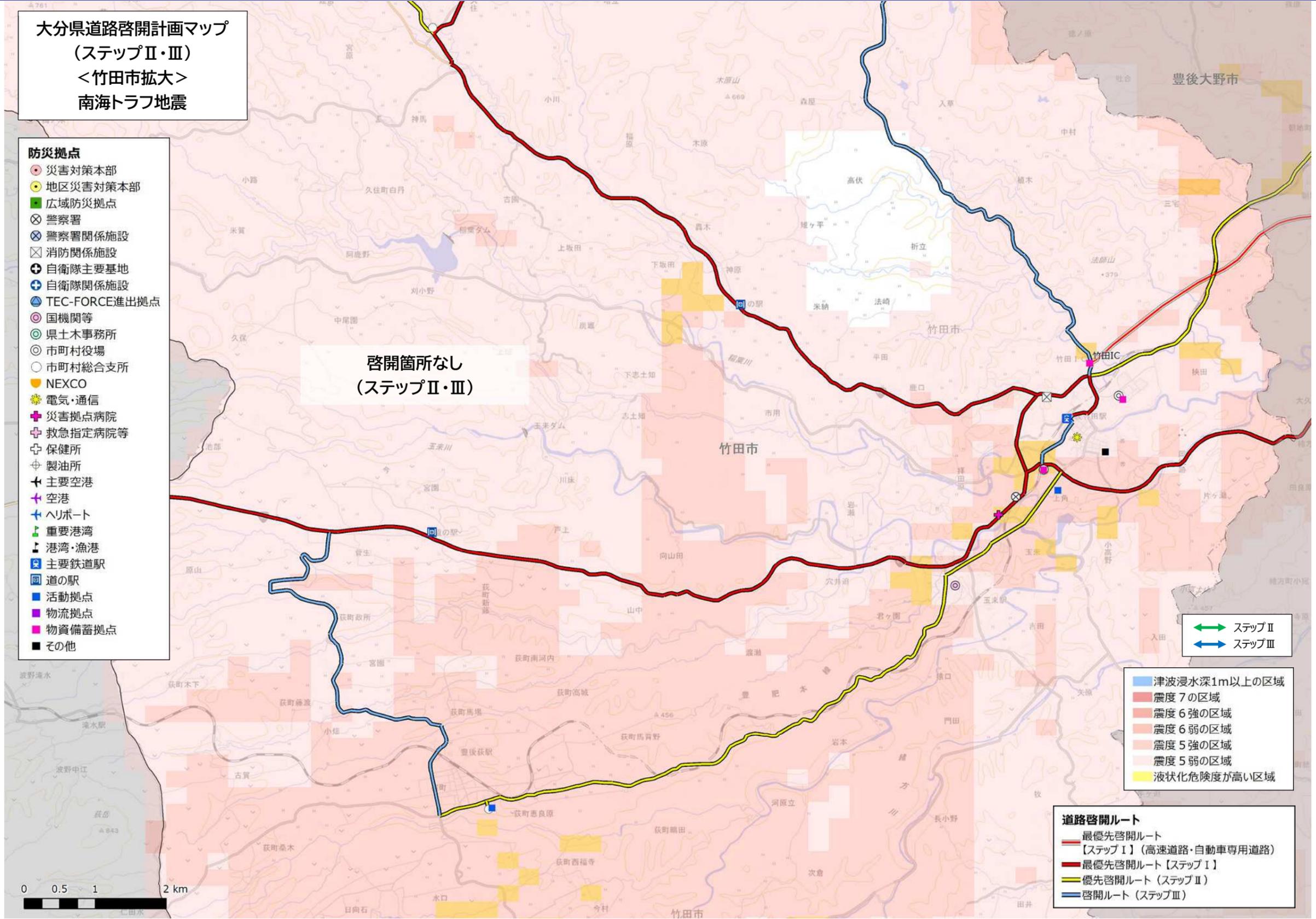
【南海トラフ地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(2/4)



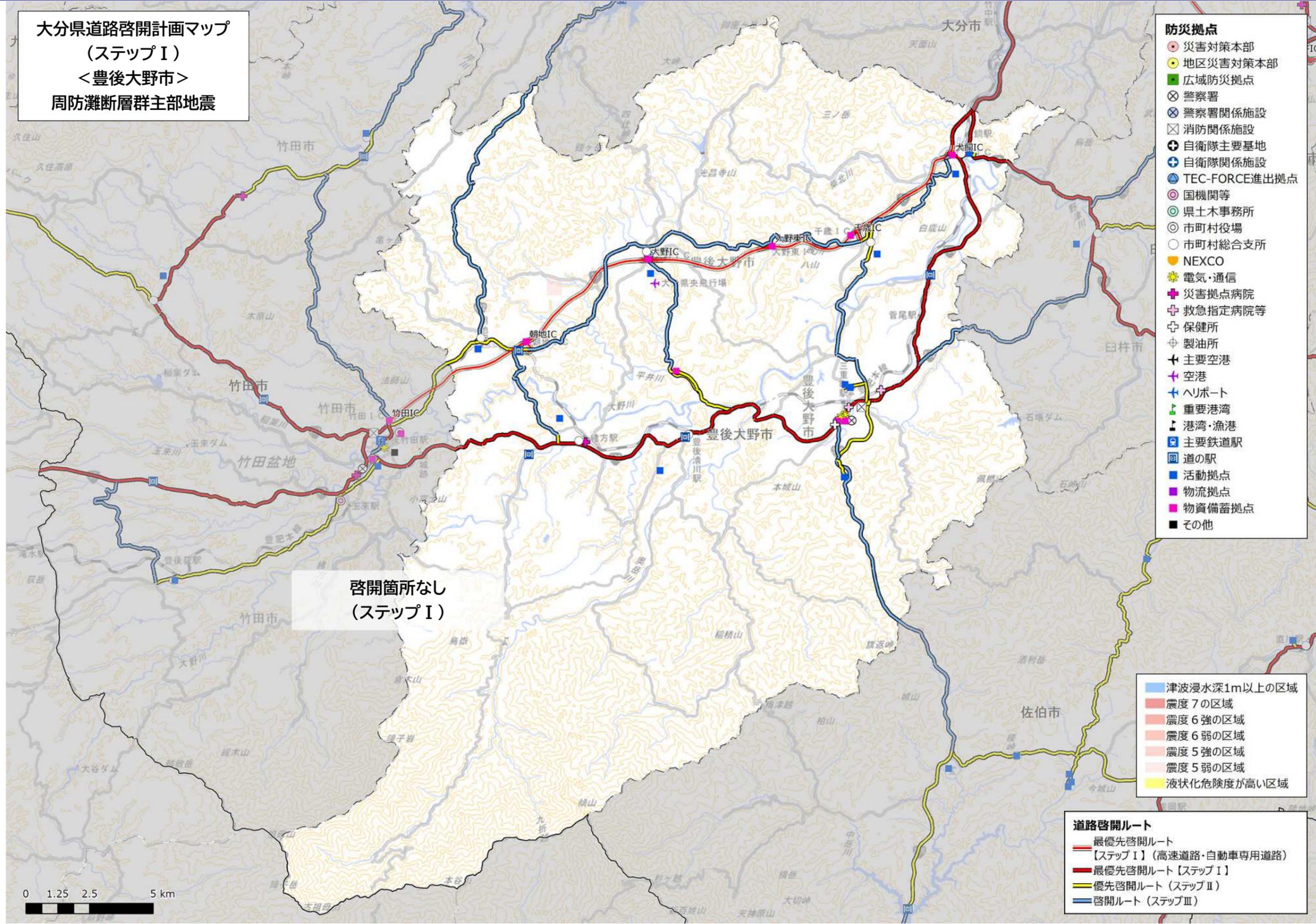
【南海トラフ地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(3/4)



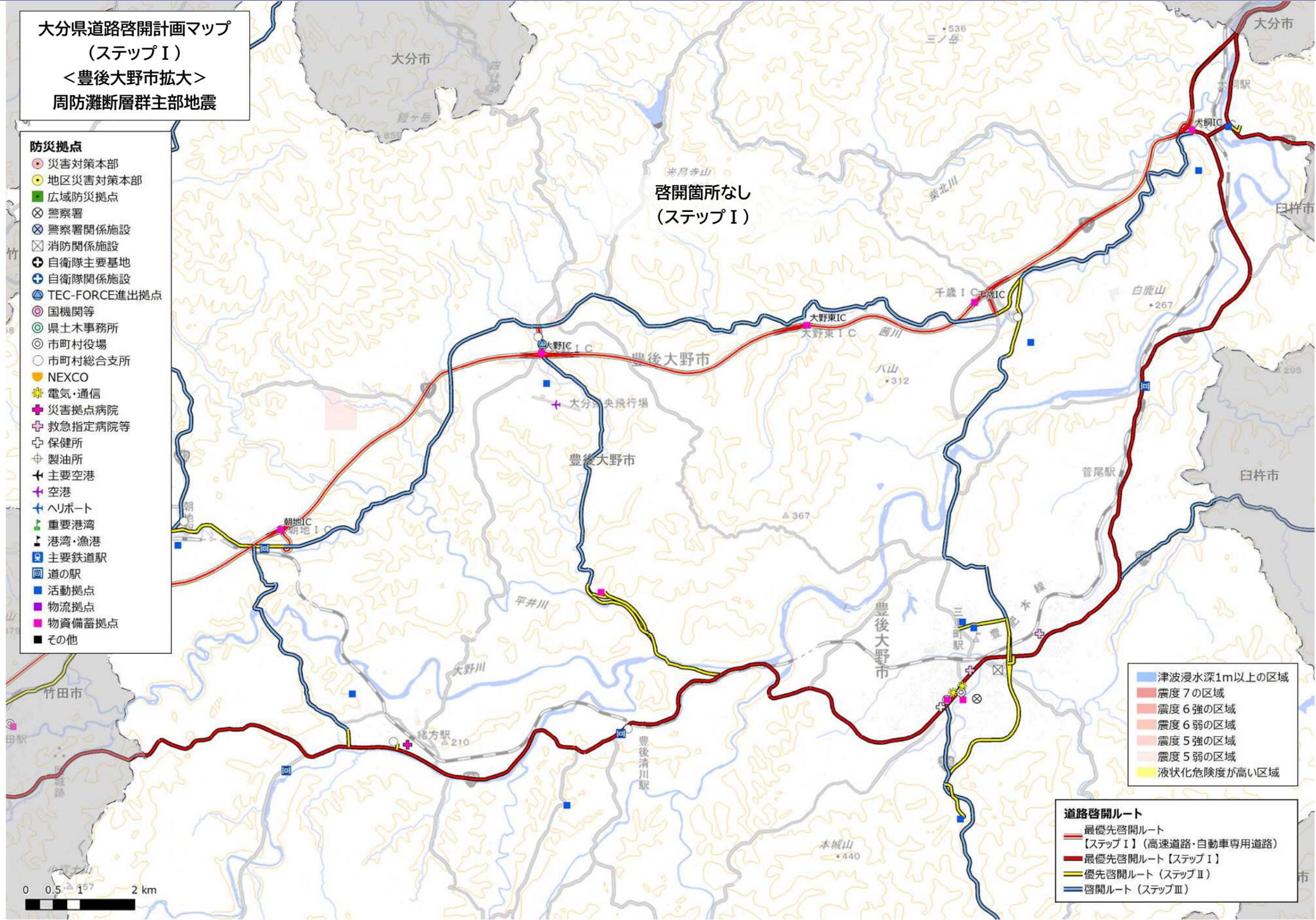
【南海トラフ地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(4/4)



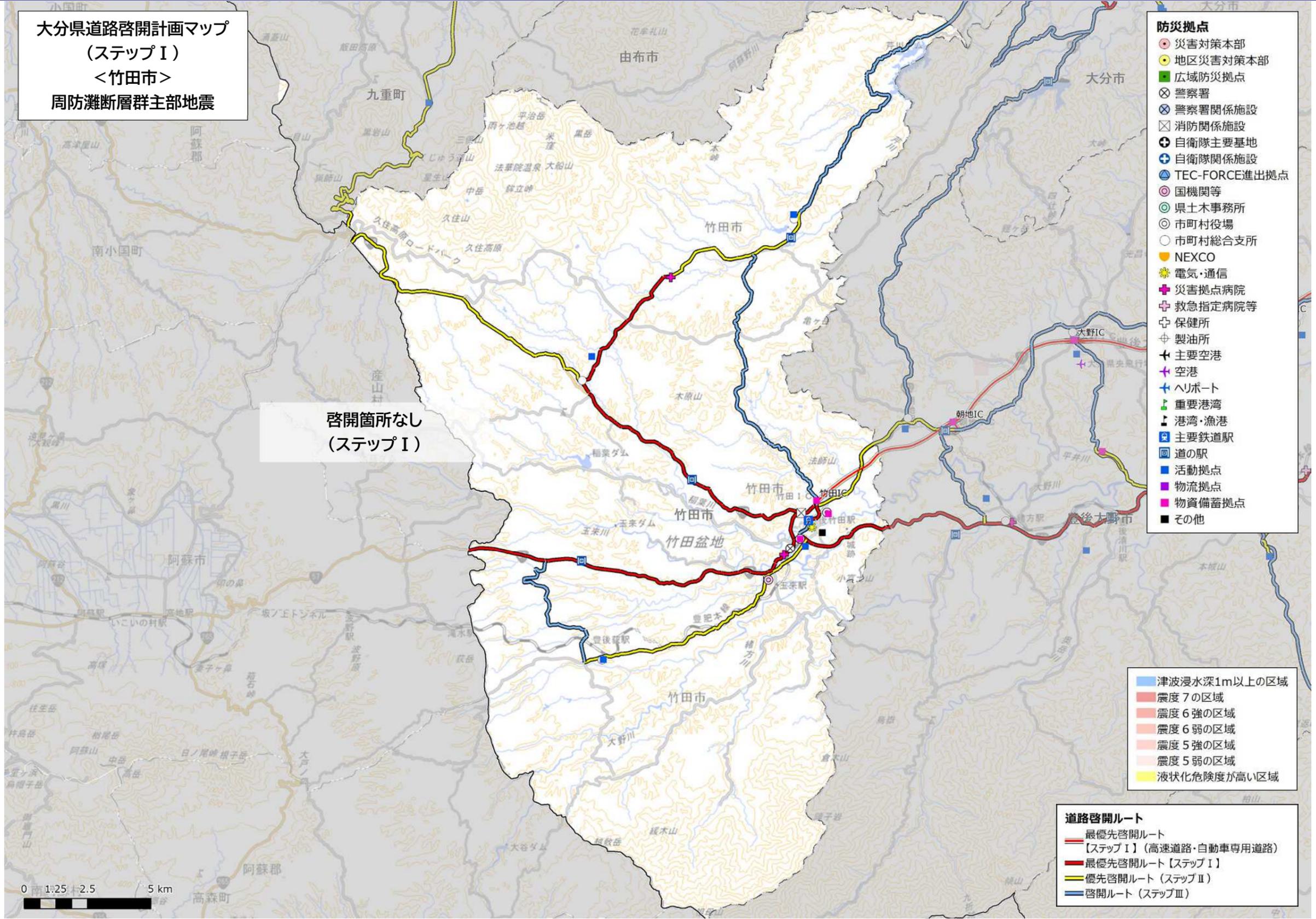
【周防灘地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(1/4)



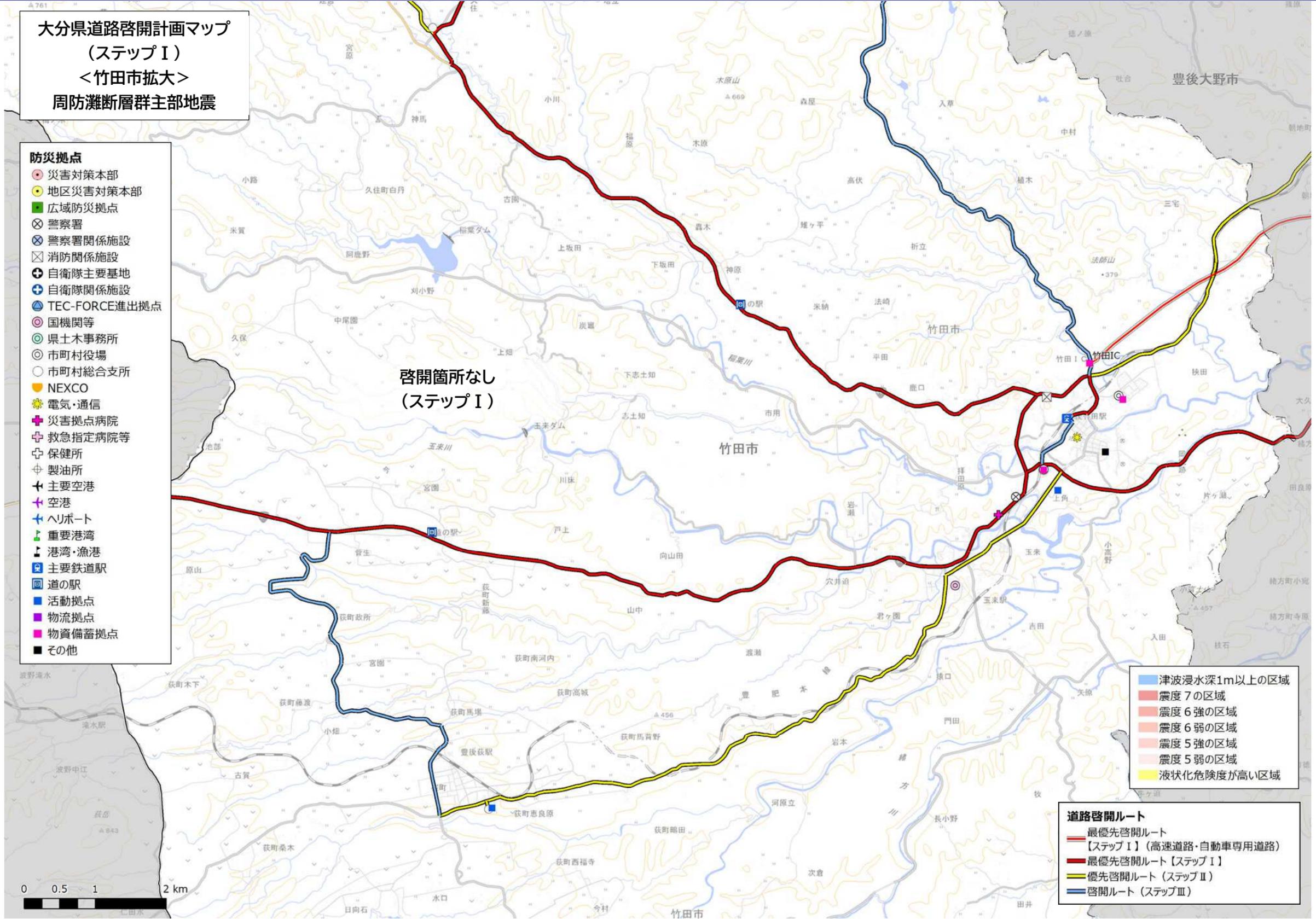
【周防灘地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(2/4)



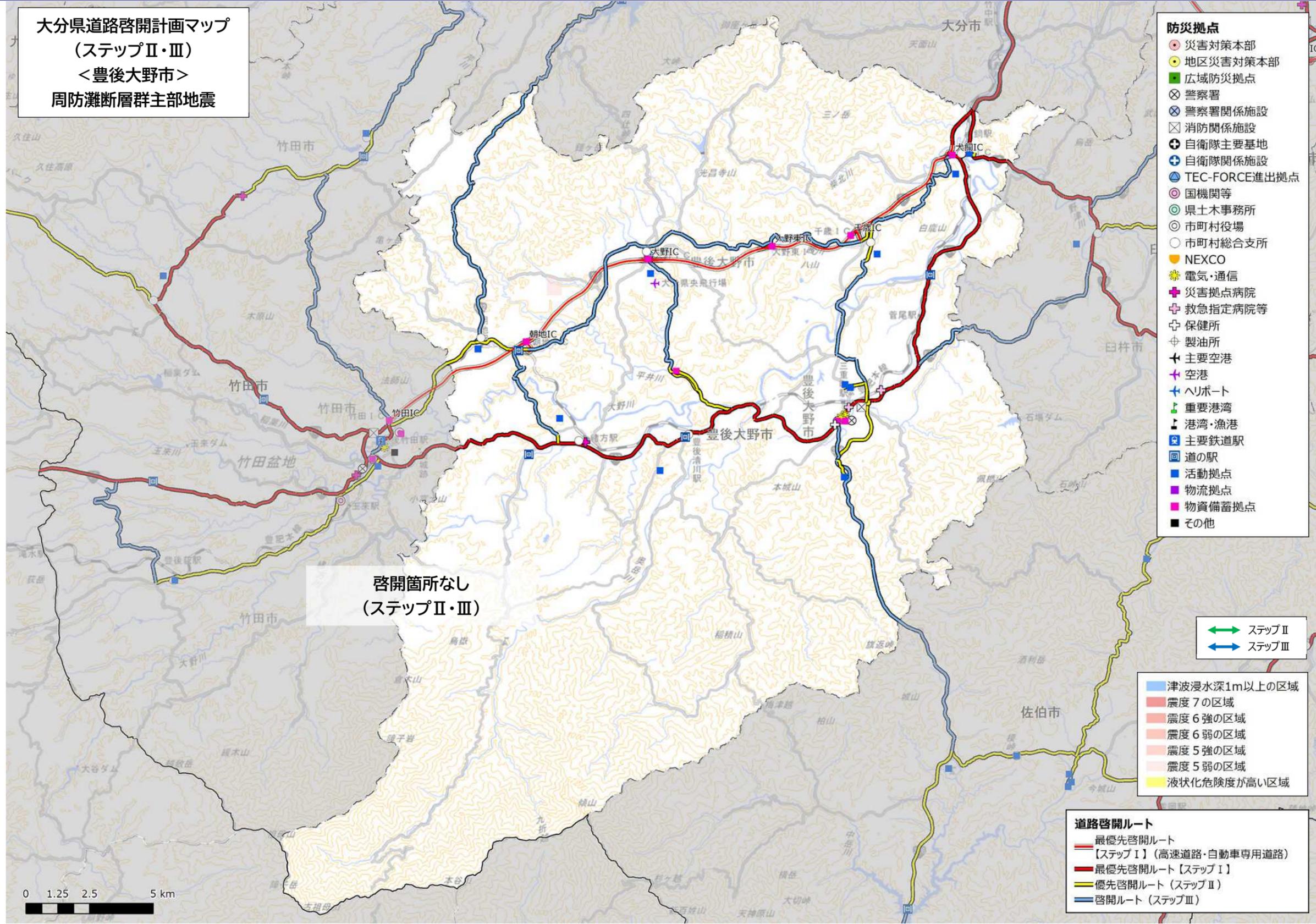
【周防灘地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(3/4)



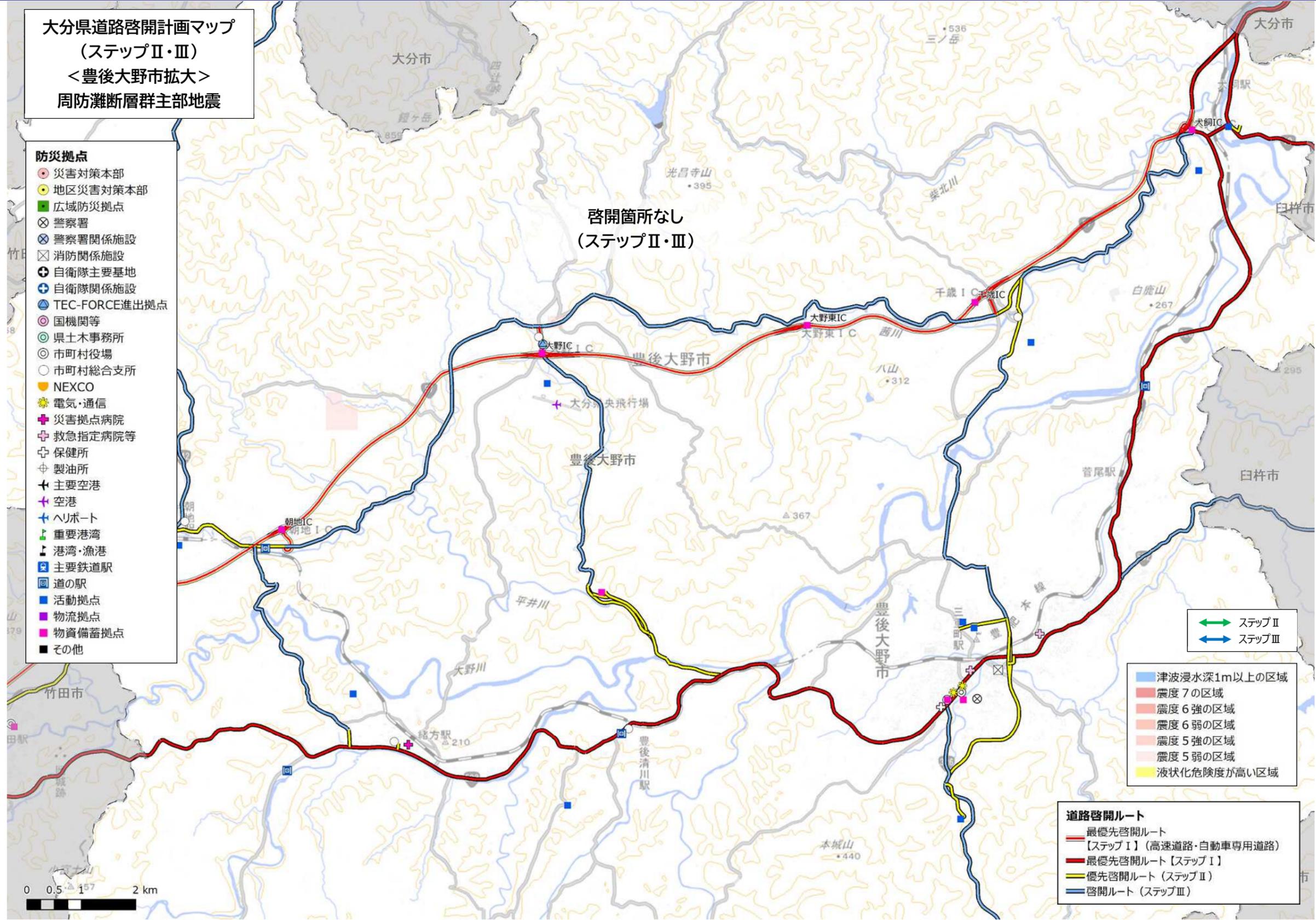
【周防灘地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(4/4)



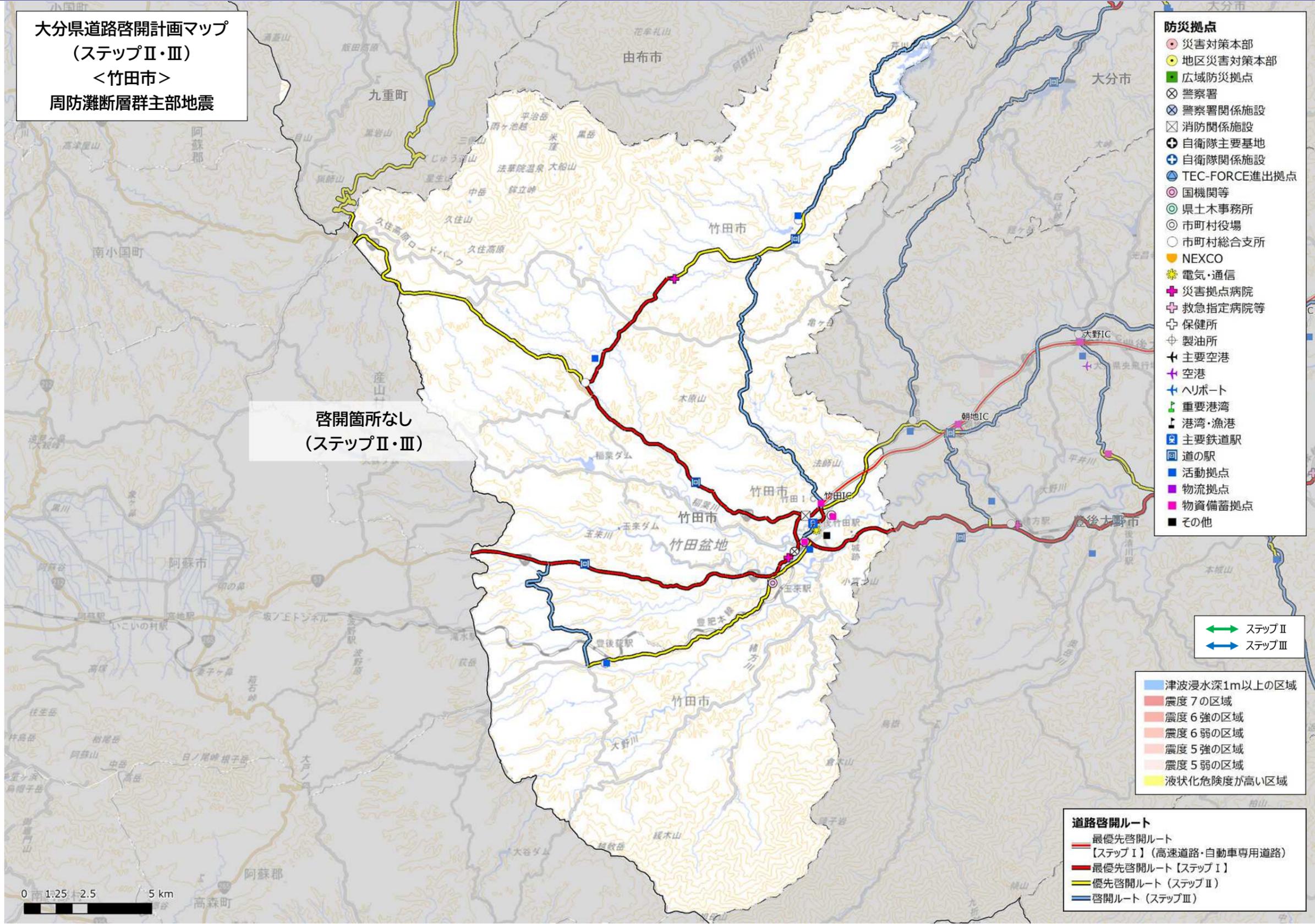
【周防灘地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(1/4)



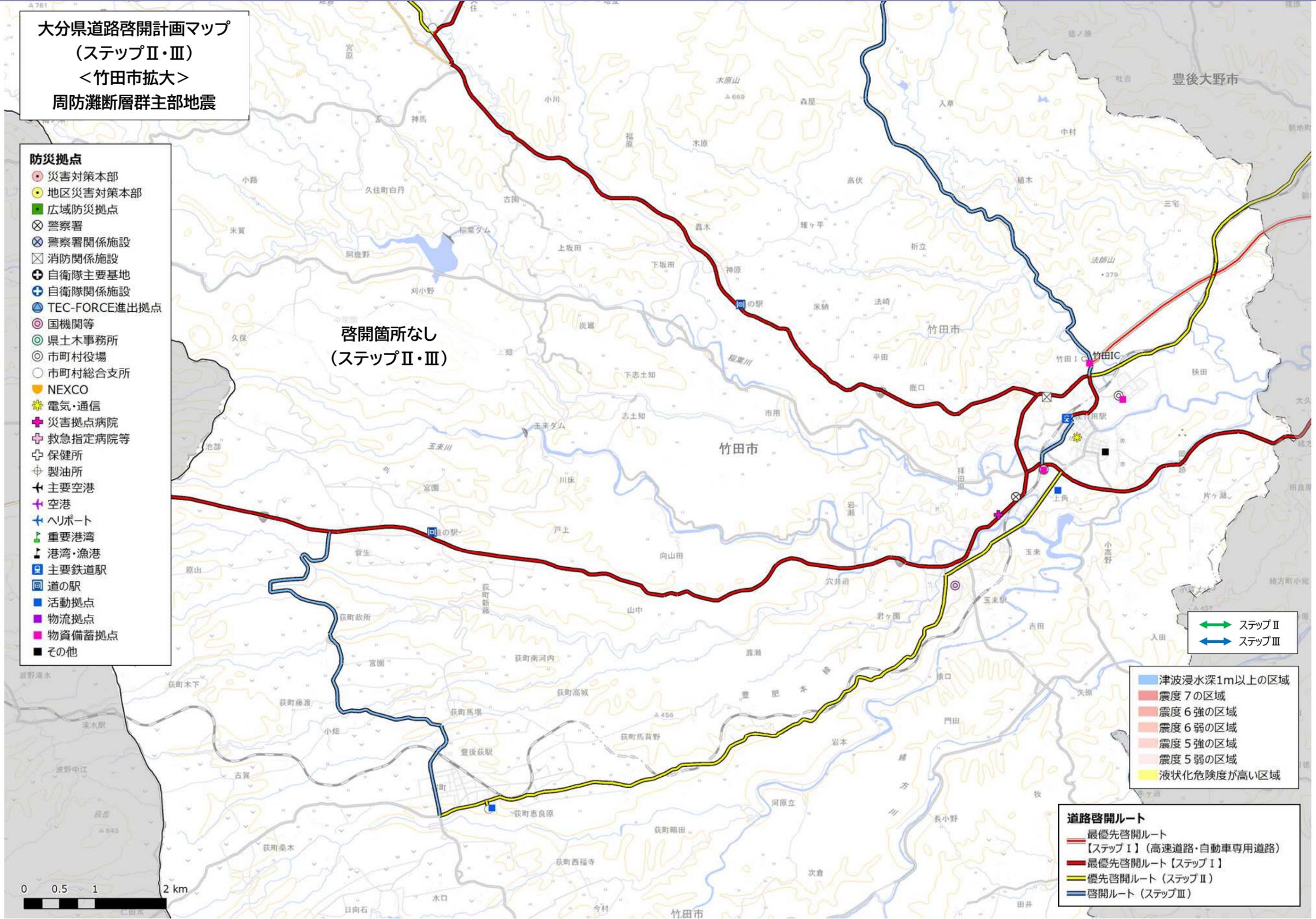
【周防灘地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(2/4)



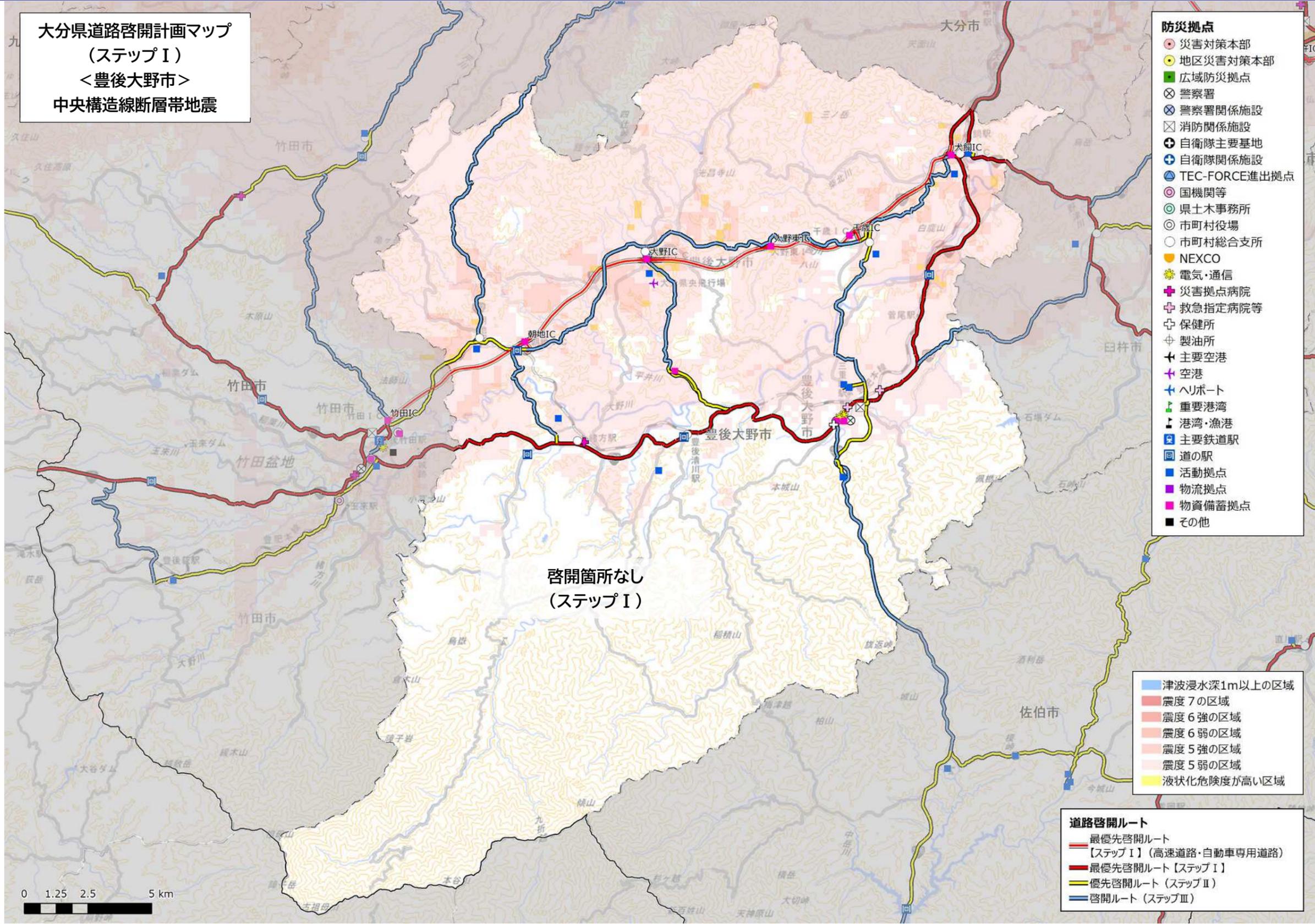
【周防灘地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(3/4)



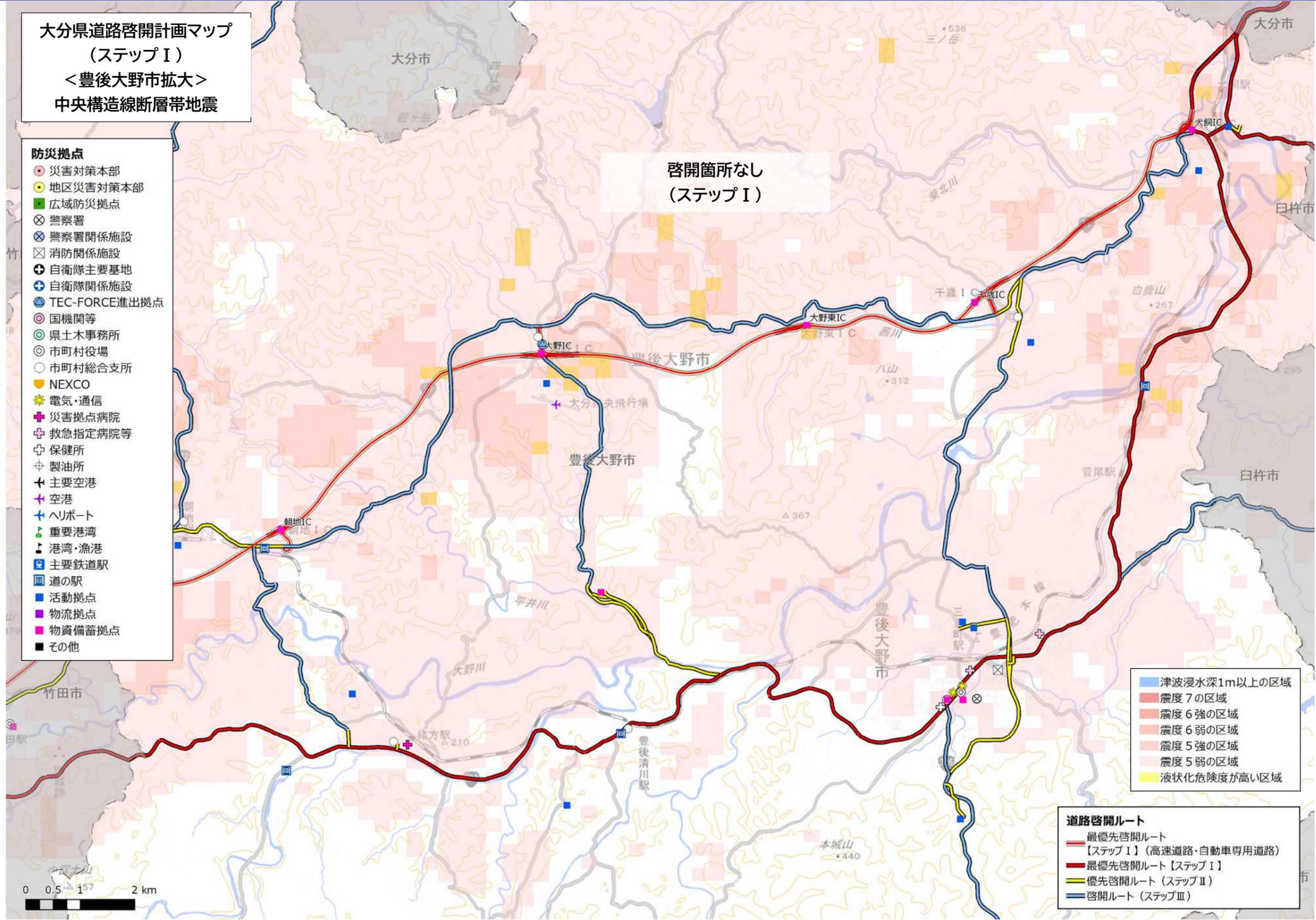
【周防灘地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(4/4)



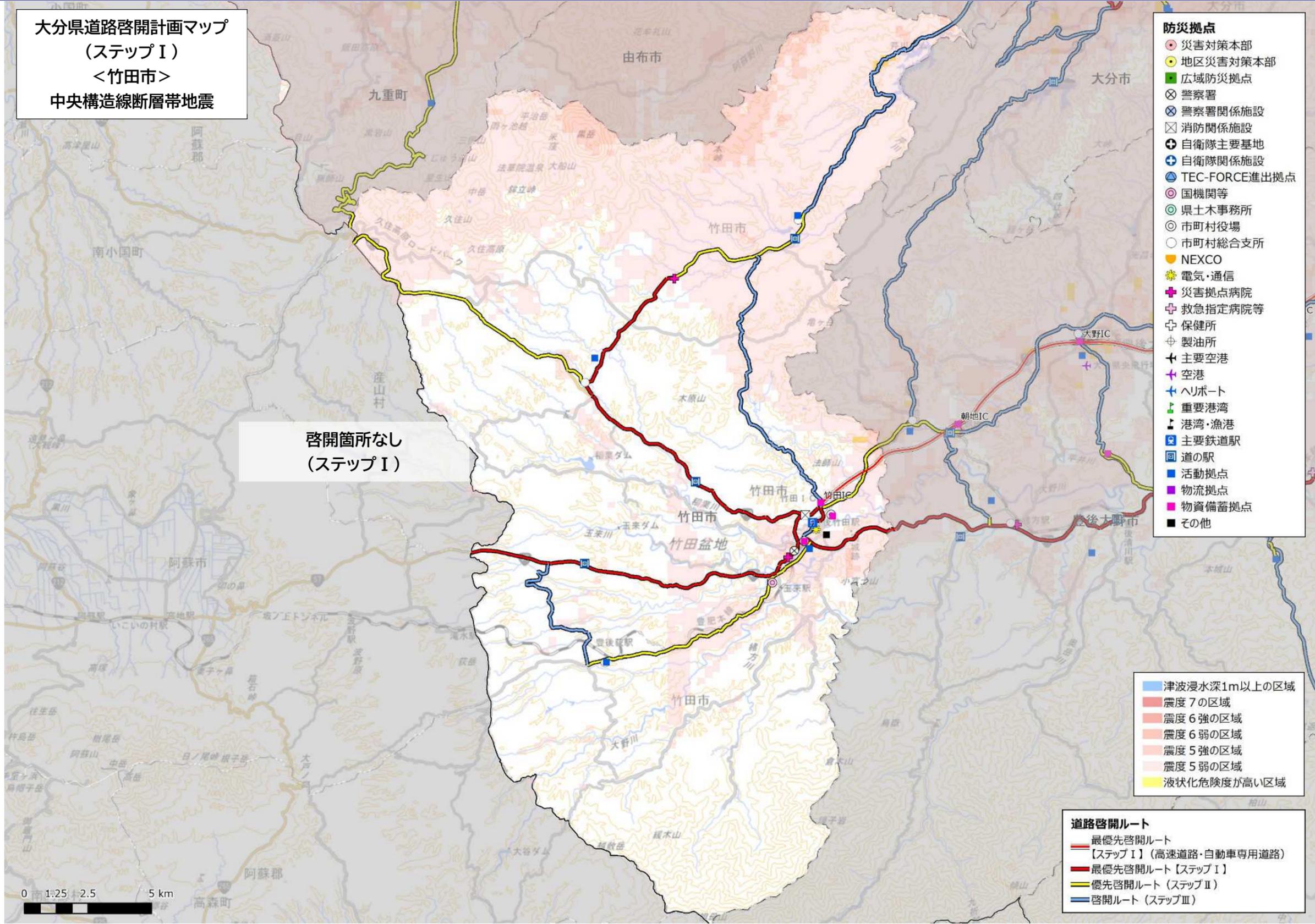
【中央構造線地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(1/4)



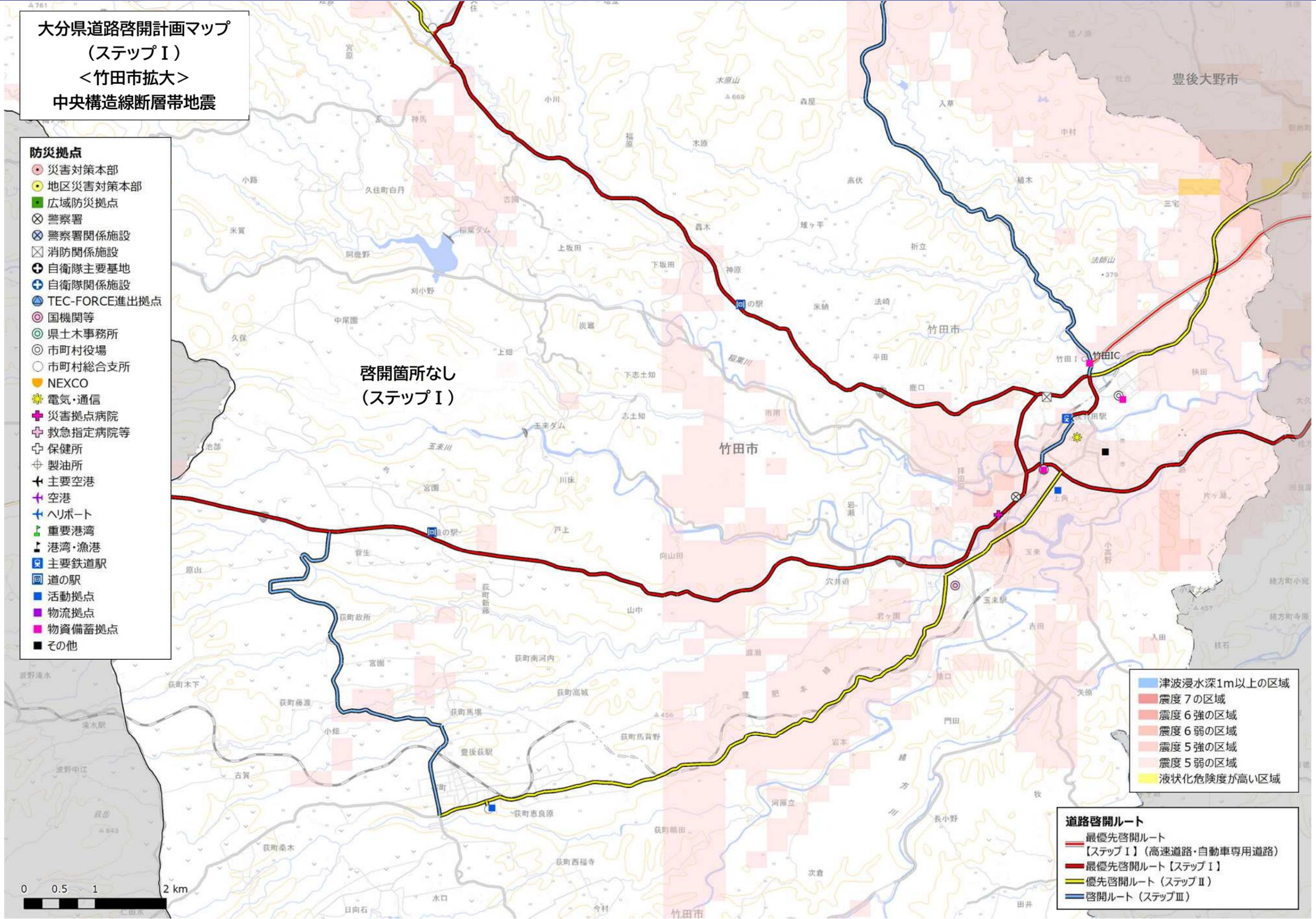
【中央構造線地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(2/4)



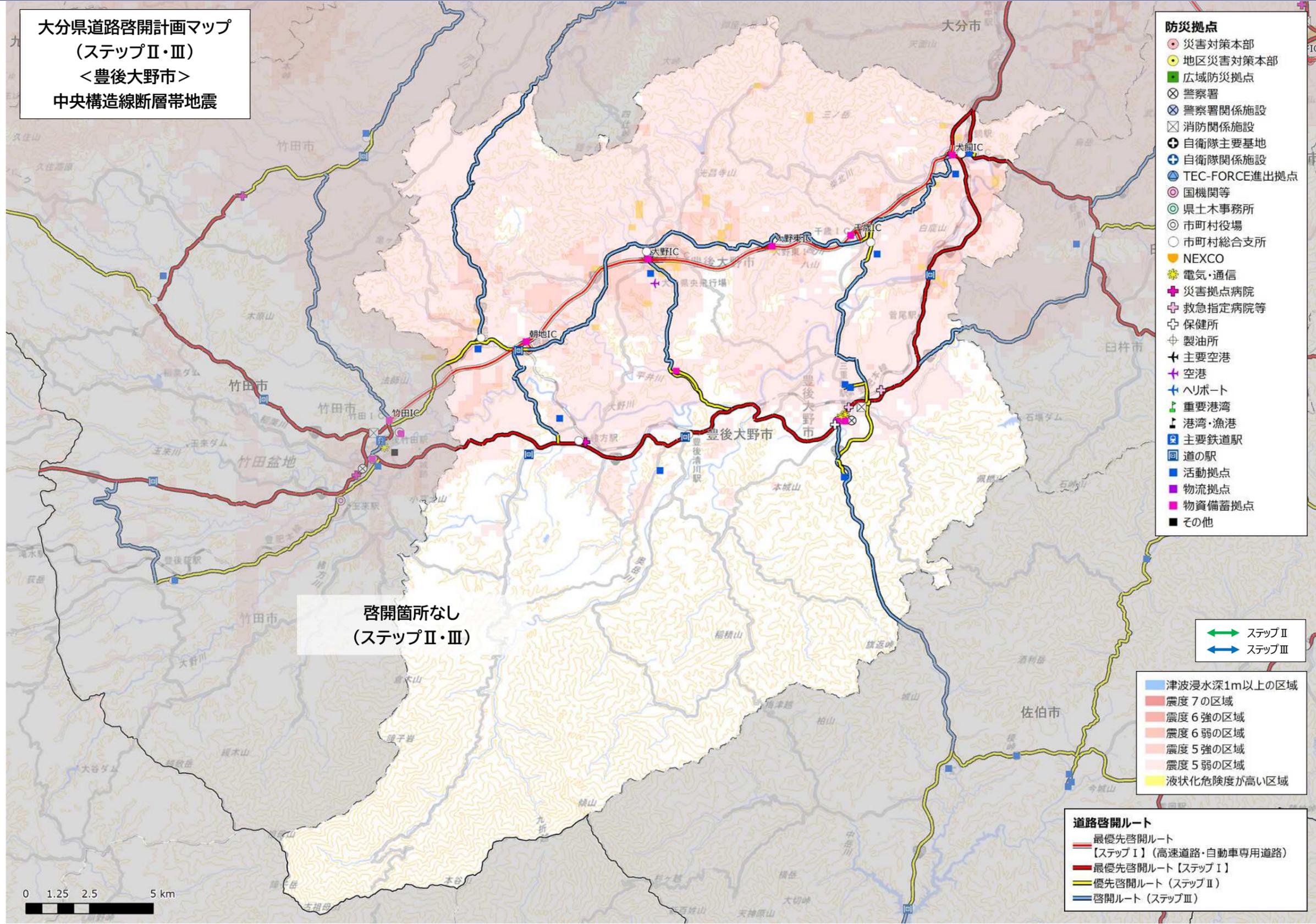
【中央構造線地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(3/4)



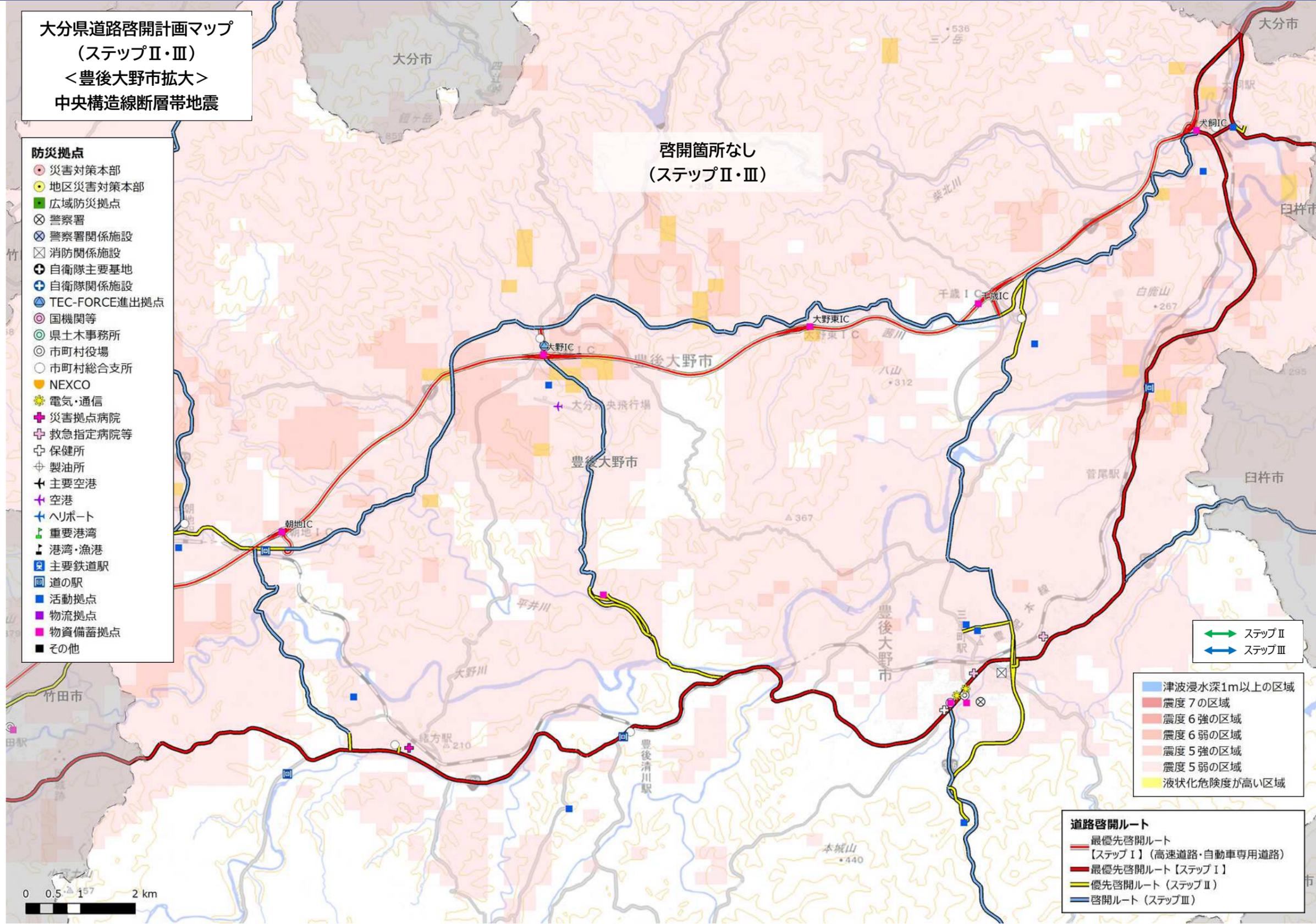
【中央構造線地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(4/4)



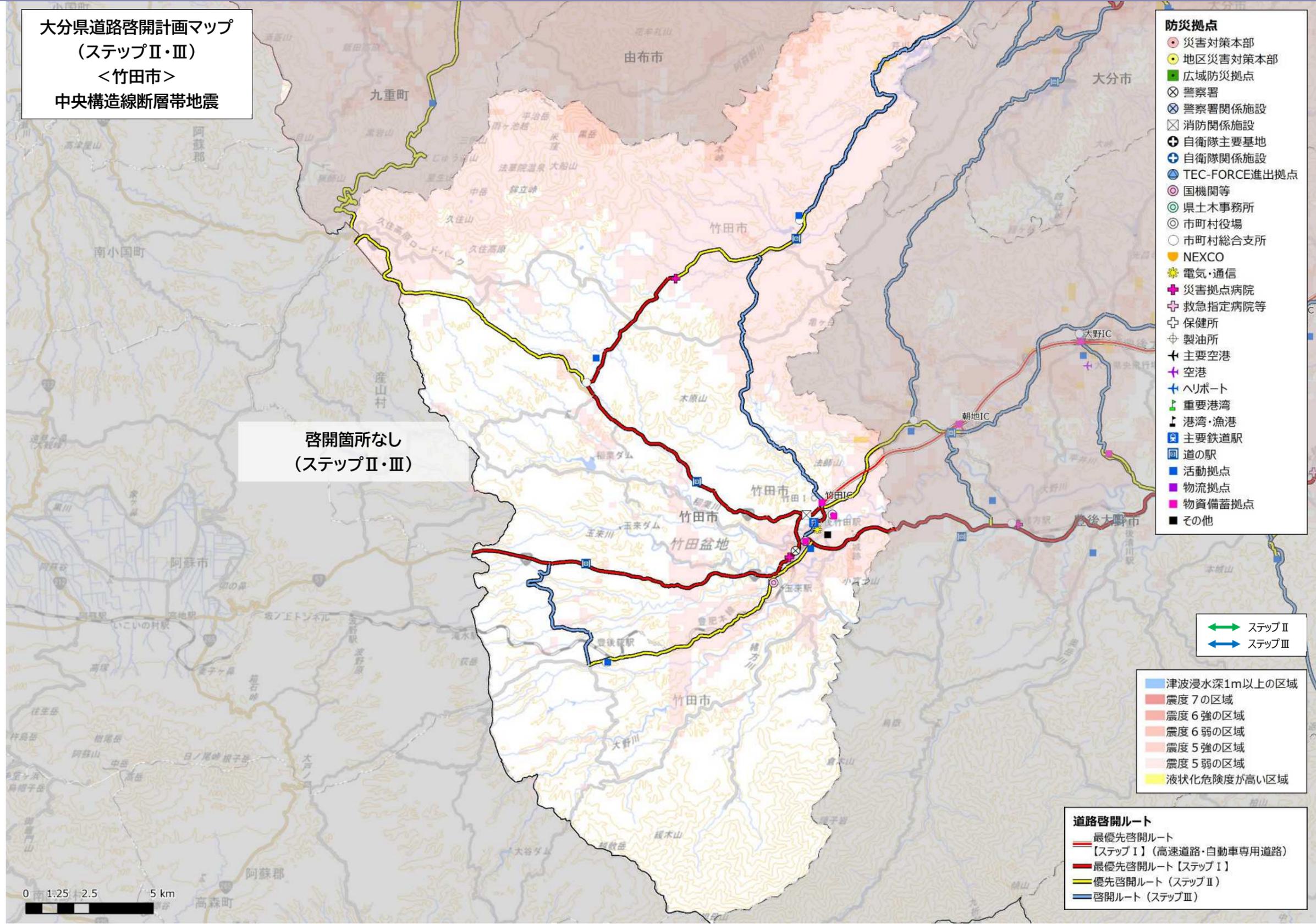
【中央構造線地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(1/4)



【中央構造線地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(2/4)



【中央構造線地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(3/4)



【中央構造線地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(4/4)

